

災害時移動電源設備活用マニュアル（案）

【コンセント給電編】

令和 8 年 3 月

国土交通省 中部地方整備局

防災室

企画部 施工企画課

企画部 情報通信技術課

目 次

1. 概要	1
1.1 目的	1
1.2 対象範囲	1
1.3 用語の定義	2
1.4 作業工程および最低要員数	3
2. 平常時	4
2.1 作業フローおよび分担	4
2.2 作業内容	5
2.3 チェックリスト	8
3. 災害発生時	10
3.1 作業フロー及び分担	10
3.2 作業内容	11
3.3 チェックリスト	12
4. 電源供給要請時	14
4.1 作業フロー及び分担	14
4.2 作業内容	15
4.3 チェックリスト	18
5. 現地到着時	19
5.1 作業フロー及び分担	19
5.2 作業内容	20
5.3 チェックリスト	22
6. 電源供給時	23
6.1 作業フロー及び分担	23

6.2 作業内容	24
6.3 チェックリスト	25
7. 現地撤収時	26
7.1 作業フロー及び分担	26
7.2 作業内容	27
7.3 チェックリスト	28
8. 改訂履歴	30

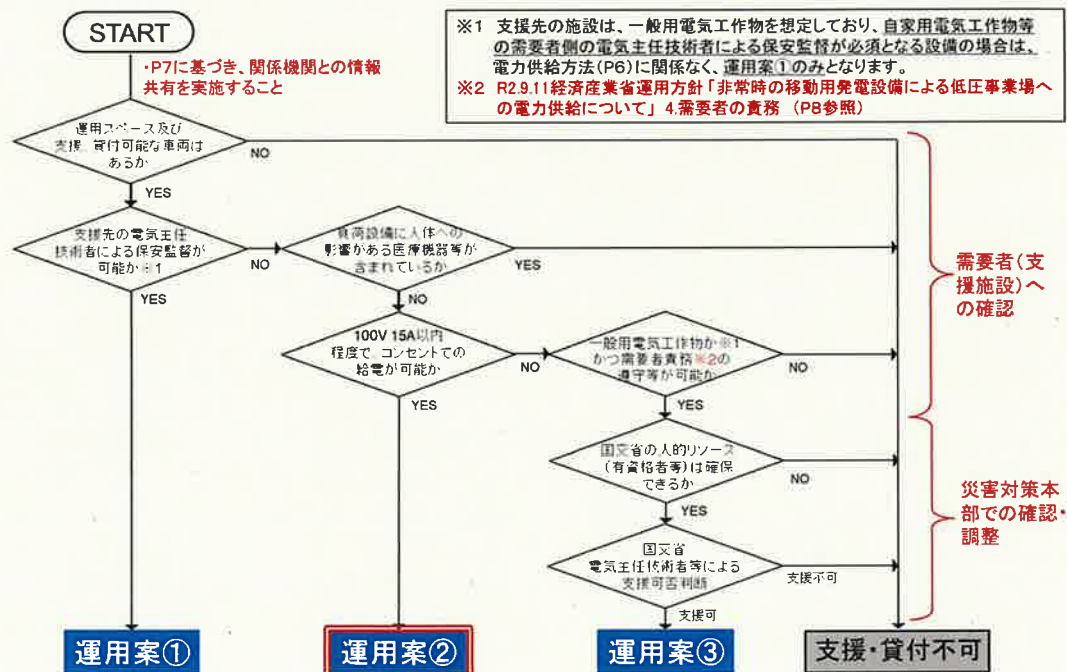
1. 概要

1.1 目的

本マニュアルは、災害発生時等において迅速且つ適切に移動用電気工作物による電源供給を実施するために、平常時から現地撤収時までの作業内容、フロー、業務分担等を記したものである。なお、電源支援については、中部地方整備局災害対策本部連絡手帳、災害対策用建設機械等運営要領等、防災室、災害対策マネジメント室所掌規定、マニュアル等によるものとし、本マニュアルは、移動用電気工作物の運用にあたり、中部地方整備局移動用電気工作物保安規程及び同細則に基づき実施すべき事項を補完するものである。

1.2 対象範囲

本マニュアルにおける電源供給方法（コンセント給電）は、以下の「電源支援・実施判定フロー（案）」の運用案②とする。なお、運用案①、運用案③（接続給電）およびその他の電源供給は、本マニュアルの対象外とする。



災害対策用機械等に搭載された発電機を移動用電気工作物として活用する場合の考え方
電源支援・実施判定フロー（案）P10 抜粋

1.3 用語の定義

本マニュアルにおける用語の定義は、以下のとおりとする。

用語	定義
移動用電源設備	災害時等に電源供給に供する電源設備（車両含む）をいう
移動用電気工作物	移動用電気工作物保安規程に基づき移動用電気工作物として登録されている移動用電源設備をいう
発電機	移動用電気工作物に登録されている発電機をいう
供給施設	移動用電気工作物により電源供給を行う対象施設をいう
負荷設備	移動用電気工作物により電源を供給する設備をいう
供給者	電源供給を行う機関（中部地方整備局）をいう
需要者	電源供給を受ける機関（自治体等）をいう
電気主任技術者	中部地方整備局移動用電気工作物保安規程に基づき局長が本局に1名を選任した職員をいう
指定技術者	中部地方整備局移動用電気工作物保安規程に基づき局長が電源供給を行う移動用電気工作物を管理する事務所毎に1名を選任した職員をいう
代行者	指定技術者と同等の知識及び経験を有することを電気主任技術者が認めた職員をいう（指定技術者と同じ事務所、職種でなくてもよい）
防災担当職員	供給者のうち、災害対策本部、災害対策支部を構成する防災担当職員（リエゾンとして派遣された職員を含む）をいう
電気通信職員	供給者のうち、電気通信業務に従事する職員をいう
機械職員	供給者のうち、機械業務に従事する職員をいう
保守等業者	電気通信施設保守業者、機械設備保守業者、土木維持工事業者等、移動用電気工作物、装備品の運搬、現地における設置作業、管理運用等を実施する業者をいう
協力業者	災害支援協定に基づき、電気工事士を現場派遣し、現地で有資格作業等を実施する業者をいう
装備品	電源供給に際し、必要となる資機材、工具、測定器類をいう
携行品	装備品のうち、協力業者、保守等業者が自ら携行するものをいう

1.4 作業工程および最低要員数

コンセント給電の作業工程および最低要員数は、以下のとおりである。

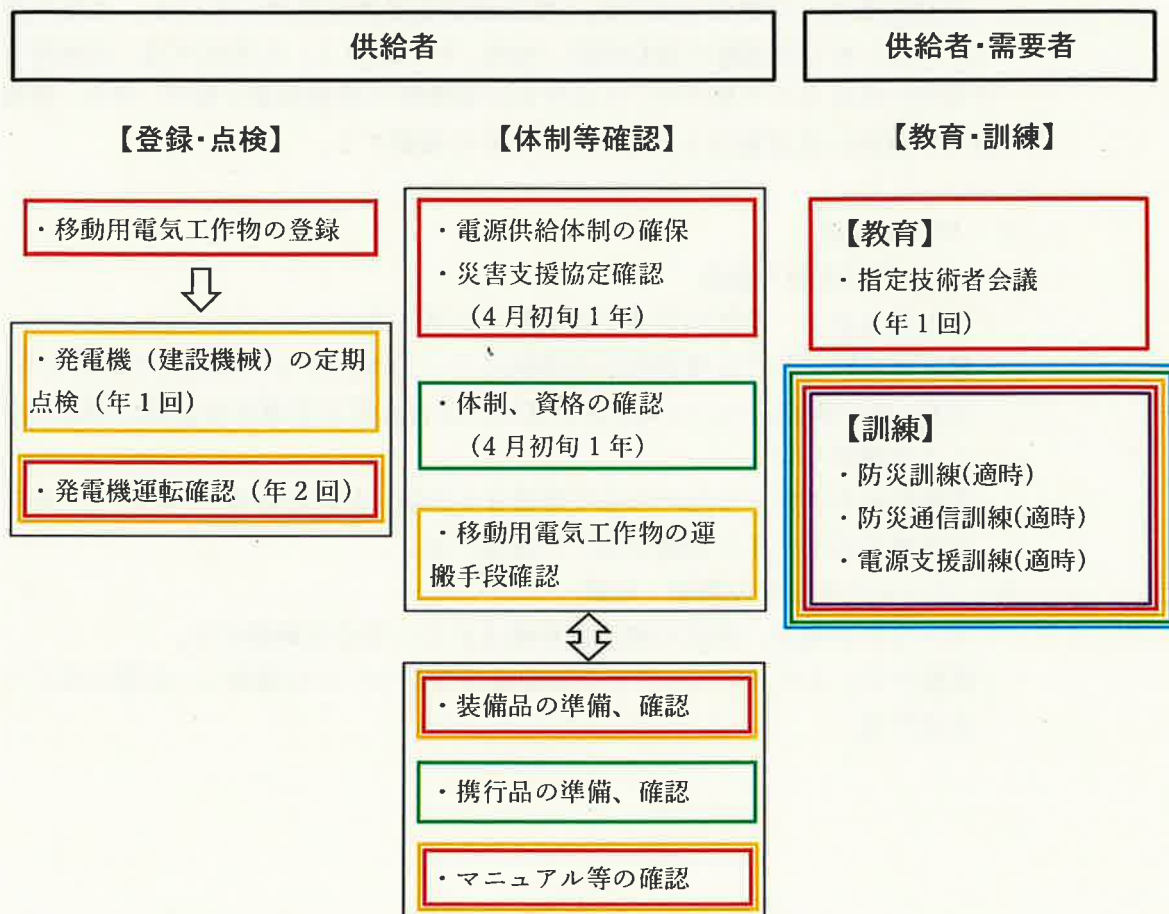
工 程	供給者					需要者
	電気主任 技術者	指定技術者 または代行者	電気通信職員	機械職員	保守等業者 協力業者	自治体
1. 平常時	(1) 登録・点検 ・移動用電気工作物の確認	(1) 登録・点検 ・移動用電気工作物の登録、確認 ・発電機運転確認		(1) 登録・点検 ・発電機（建設機械）の定期点検 ・発電機運転確認		—
	(2) 体制等確認 ・電源供給体制の確保	(2) 体制等確認 ・電源供給体制の確保 ・装備品の準備・確認 ・装備品の運搬手段確認 ・マニュアルなどの整備・確認		(2) 体制等確認 ・移動用電気工作物の運搬手段確認 ・装備品の確認 ・マニュアルなどの確認	・携行品の確認 ・装備品の運搬手段確認	—
	(3) 教育・訓練の実施 ・指定技術者会議 ・防災訓練、防災通信訓練、電源支援訓練			(3) 教育・訓練の実施 ・防災訓練、防災通信訓練、電源支援訓練		
	全員	全員	全員	全員	全員	—
2. 災害発生時	(1)点検結果の確認 (3)電源供給体制の確認	(1)点検の実施 ・定期点検結果の確認 (2)装備品の確認 (3)電源供給体制の確認、保守等業者等への準備要請 ・電源供給体制の確保 ・保守等業者等への準備の要請		(1)点検の実施 ・発電機（建設機械）の臨時点検の実施 ・発電機の残燃料の確認 (3)保守等業者等への準備要請	・電源供給体制の確保（名簿作成等） ・携行品の確認	—
	1 人	1 人	(1人)	1 人	1 人	—
3. 電源供給要請時	(1) 供給施設等の基本条件の確認 (2) 事前確認結果の確認 ・支援可否判断 (3) 連絡体制の確認	(1) 供給施設等の基本条件の確認 (2) 現地事前確認の実施 (3) 連絡体制の確立 (4) 保守等業者等の現地出動依頼		(2) 現地事前確認 ・移動用電気工作物の設置場所の確認 (5) 移動用電気工作物の運搬依頼	・現地出動 ・移動用電気工作物の運搬 ・装備品、携行品の運搬	・事前確認の立会
	1 人	1 人	(1人)	(1人)	2 人	1 人
4. 現地到着時	(2) 供給開始の判断	(1) 装備品の設置監督 (3) 給電開始		(1) 移動用電気工作物の設置監督	・移動用電気工作物及び装備品の設置 ・点検実施補助	・点検立会
	1 人	1 人	(1人)	(1人)	2 人	1 人
5. 電源供給時	(1) 移動用電気工作物の運転監視 (2) 負荷設備の監視	(1) 移動用電気工作物の運転監視 (2) 負荷設備の監視			・現地作業補助	・負荷設備の稼働状況監視 ・負荷設備の異常の有無確認
	1 人	1 人	(1人)	(1人)	1 人	1 人
6. 現地撤収時	(1) 給電停止準備作業 ・給電停止の指示	(1) 給電停止準備作業 (2) 給電停止作業 (3) 撤収作業 ・装備品、携行品の確認		(4) 撤収作業 ・移動用電気工作物の撤収	・現地作業補助 ・移動用電気工作物の運搬 ・装備品、携行品の運搬	・商用電源切替作業
	1 人	1 人	(1人)	(1人)	2 人	1 人

2. 平常時

平常時においては、移動用電気工作物の定期点検はもとより、電源供給体制の確保に向けた調整、定期的に教育、訓練等を実施し、迅速且つ的確な電源供給に備えること。

2.1 作業フローおよび分担

平常時における作業フロー及び分担を以下に示す。



【凡例】

- : 防災担当職員
- : 電気通信職員
- : 機械職員
- : 保守等業者・協力業者
- : 需要者

2.2 作業内容

(1) 登録・点検等

1) 移動用電気工作物の登録

電源供給が可能な移動用電源設備について、年度当初に移動用電気工作物保安規程に基づく移動用電気工作物に登録されているかを確認する。

2) 移動用電気工作物の点検の実施

移動用電気工作物保安規程及び電気通信施設保守要領に基づき、定期点検（年1回）及び発電機の運転確認（原則、年2回以上）を実施する。点検等で不具合が発見された場合は、すみやかに修理等の改善処置を施す。また、発電機の残燃料が規定量以上となっているかを確認する。

(2) 体制等確認

1) 電源供給体制の確保

- ・毎年度当初に、最新の災害支援協定を確認する。
- ・電源供給時における事務所内の体制について所内防災担当職員と調整する。
なお、所内体制については、各事務所の災害対策支部運営要領等に明記することが望ましい。
- ・電源供給を実施するための保守等業者の体制、保有資格等についても、保守業務履行計画により問題が無いか確認する。

2) マニュアルなどの整備・確認

- ・マニュアル等が、所定の場所に整備されているかを確認する。
- ・訓練などにより、マニュアルの追記事項等がないかを確認し、必要に応じて改定する。

3) 装備品、携行品の確認

電源供給時に必要な資機材として、移動用電気工作物毎に以下の装備品、携行品を備えること。平常時からの装備が困難なものについては、電源供給時に、確実且つ迅速に準備できるよう、保守等業者、協力業者等と調整する。

装備品・携行品	仕様	数量	備考
電源ドラム	屋外用 30m 相当	複数	
延長コード	屋外用 10m 相当	複数	
立入防止柵（※）		1 式	簡易立入防止柵でも可
ケーブル保護マット	10m 程度	1 式	
立入禁止看板（札）		1 式	
養生テープ		1 式	保守等業者携行でも可
測定器類	接地抵抗計、テスター	1 式	保守等業者携行でも可
安全保護具	ヘルメット	1 式	保守等業者携行でも可
各種マニュアル		1 式	

※移動用電気工作物の設置に必要な立入防止柵の仕様は、原則として以下のとおりとする。なお、コンセント給電で、発電機の接続端子などの充電部に触れることができない場合は、セーフティコーン、チェーンポール及びコーンバー、ロープなどによる簡易立入防止柵に代えてもよいこととする。

素 材 ： 頑丈な金属またはプラスチック。

高 さ ： 1.2 メートル以上。（推奨）

強 度 ： 外力に対して耐久性があり、簡単には壊れないこと。

設置方法：地面にしっかりと固定し移動や転倒の危険がないようにすること。

視認性 ： 明確な色で、注意を引くようにすること（注意札等の貼付でも可）。

その他 ： 設置、撤去、運搬が容易なこと。



立入禁止看板（札）例

4) 装備品の運搬手段確認

電源供給時における装備品の運搬手段について確認する。必要最小限の車両で迅速に運搬できるよう、装備品は移動用電気工作物の車両（照明車等）に常時搭載しておくことが望ましい。常時搭載が困難な装備品については、その運搬手段について、予め、協力業者等と調整を行うこと（災害発生時におけるレンタカー等の新規手配は不可能であることを想定すること）。



移動用電気工作物の車両（照明車等）への装備品常時搭載の実施例

(3) 教育・訓練の実施

電気主任技術者は、毎年度当初の指定技術者会議等において、電源支援の対処方法などについて指定技術者等への教育を行う。また、指定技術者は、定期的に開催される防災訓練、防災通信訓練、電源支援訓練により、関係職員、協力業者、保守業者等との連携強化、技能向上を図るものとする。

2.3 チェックリスト

(1) 災害時移動用電源設備活用チェックリスト（平常時）

毎年度当初に、指定技術者はチェックリストに基づき確認すること。以下にチェックリストのイメージを示す。

災害時移動電源設備活用 チェックリスト【平常時】

Ver. 2503

チェック日 :
事務所名 :
指定技術者名 :

項 目	確認内容	チェック (チェック者)	備考
移動用電気工作物	移動用電気工作物の登録が適切になされているか。		
	年度の移動用電気工作物定期点検(発電機運転確認含む)が、適切に実施されているか。		
	定期点検等で不具合があった場合、改善対応されているか。		
	発電機の残燃料は、規定量以上であるか。		
	今年度の移動用電気工作物定期点検の履行計画が適切に立てられているか。		
	備品チェックリストによる確認を実施し、装備品の不足、不具合はないか。		
体制等	最新の災害支援協定を確認したか。		
	電源供給を実施するための事務所内の体制は確保可能か。		
	電源供給を実施するための保守等業者の体制(資格要件含む)に問題はないか。		
	装備品の運搬手段は確立されているか。		
	マニュアル等の整備確認をおこなっているか。		
訓練・教育	電源供給の流れ、作業内容等を把握しているか。		
	過年度の訓練等において浮き彫りとなった課題等を把握し、その対応策が施されているか。		
	今年度の訓練計画が適切に立てられているか。		

(2) 装備品チェックリスト (平常時)

年度当初に、装備品についてチェックリストに基づいて確認すること。以下にチェックリストのイメージを示す。

Ver. 2603

移動用電気工作物 装備品チェックリスト【平常時】

チェック日
事務所名
移動用電気工作物
指定技術者名
記入者名
保守等業者名

名 称	仕 様	給電方式		数量	保管場所	車両 常時搭載	保守業者 携行	数量チェック		異常有無 (数量不足含む)	対応予定 (異常有の場合)
		接続	コネクタ					平常時	発災時 / 撤収時		
ケーブル類	接続用ケーブル	◎		1本	〇〇出張所	●				無・有	
	変圧器接続ケーブル	▲		1個	〇〇出張所	●		—	—	無・有	
	電源ドラム		◎	3本	〇〇出張所	●		—	—	無・有	
	延長コード	▲						—	—	無・有	
機器類	変圧トランス			30枚	〇〇出張所倉庫					無・有	
	プラスチックフェンス	○	▲	30個	〇〇出張所倉庫					無・有	
	フェンス用ブロック	○	◎	10個	〇〇出張所	●				無・有	
	セーフティコーン		◎	1本	〇〇出張所	●				無・有	
	ロープ		◎	2本	〇〇出張所	●				無・有	
	ケーブル保護材マット	◎		4枚	〇〇出張所	●				無・有	
	立入禁止看板 (札)	◎	◎	1個	〇〇出張所	●				無・有	
	養生テープ	○		1個	〇〇出張所	●				無・有	
	緑線標示札	○		1個	保守業者	●	●			無・有	
	状態明示札	○		1式	保守業者	●	●			無・有	
測定器類	検電器	○		1式	保守業者	●	●			無・有	
	テスター	○	○	1式	保守業者	●	●			無・有	
	接地抵抗計	○	○	1式	保守業者	●	●			無・有	
	圧着工具	◎		1式	〇〇出張所	●				無・有	
工具類 安全保護具類	ドライバークセット	◎		1式	〇〇出張所	●				無・有	
	レンチ	○		1式	保守業者	●	●			無・有	
	電工ナイフ	○		1式	保守業者	●	●			無・有	
	絶圧用電気絶縁手袋	○		1式	保守業者	●	●			無・有	
	低圧用電気絶縁靴	○		1式	保守業者	●	●			無・有	
	ヘルメット	○	○	1式	保守業者	●	●			無・有	
	網立	○		1式	保守業者	●	●			無・有	
	マニュアル	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	
	マニュアル	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	
	チェックリスト	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	

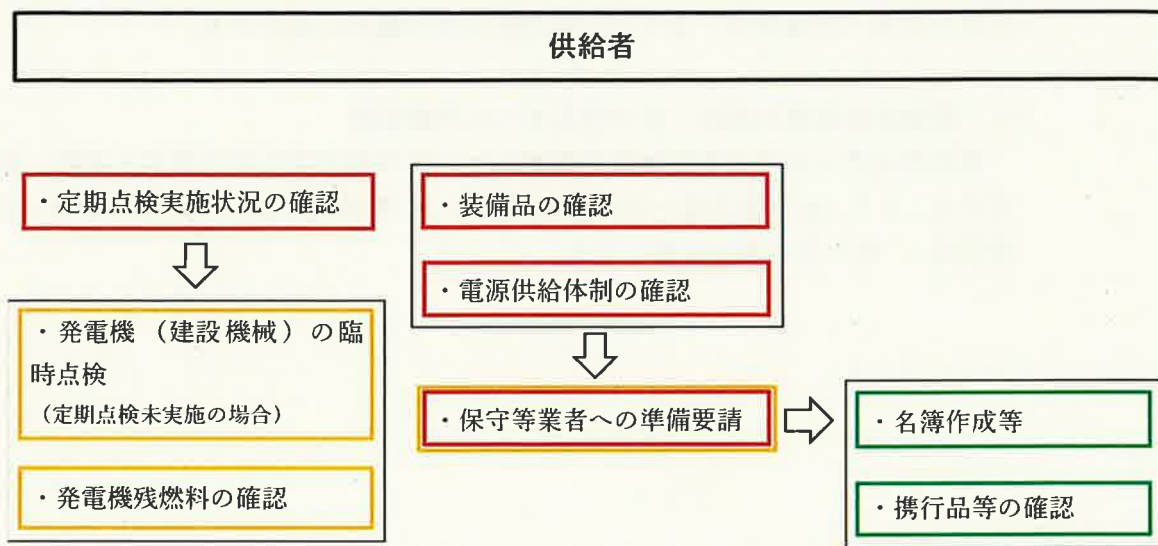
◎：事務所準備 ○：保守等業者準備でも可 ▲：必要に応じて準備

3. 災害発生時

災害等が発生し、電源供給要請の可能性がある場合は、要請時に迅速に対応できるよう、事前に移動用電気工作物、装備品、電源供給体制等の確認及び保守等業者への準備要請を実施する。

3.1 作業フロー及び分担

災害発生時における作業フロー及び分担を以下に示す。



【凡例】

- : 電気通信職員
- : 機械職員
- : 保守等業者・協力業者

3.2 作業内容

(1) 移動用電気工作物の臨時点検の実施

移動用電気工作物の定期点検結果を確認するとともに、必要に応じて、移動用電気工作物の臨時点検を実施する。また、発電機の残燃料が規定値以上であることを確認する。

(2) 装備品の確認

チェックリストに基づき、装備品に問題が無いか確認する。装備品に不足、不具合があった場合は、速やかに本局防災担当職員に報告する。

(3) 電源供給体制の確認、保守等業者への準備要請

電源供給時における事務所内の体制について事務所防災担当職員と確認、共有する。また、保守等業者への準備要請を行い、電源供給に向けた体制確保（名簿作成）、携行品の確認を指示する。

3.3 チェックリスト

(1) 災害時移動用電源設備活用チェックリスト（災害発生時）

以下にチェックリストのイメージを示す。

災害時移動電源設備活用 チェックリスト【災害発生時】

Ver. 2503

チェック日 :
事務所名 :
指定技術者名 :

項 目	確認内容	チェック (チェック者)	備考
移動用電気工作物	派遣可能な移動用電気工作物はあるか。		
	当該移動用電気工作物の定期点検結果を確認したか。		
	必要に応じて臨時点検を実施したか。		
	発電機の残燃料は、規定量以上であるか。		
体制			
	事務所内の支援体制の確保は可能か。		
	保守等業者へ準備要請を実施したか。		
	協力業者の体制(資格要件含む)に問題はないか。		

(2) 装備品チェックリスト (災害発生時)

現地に持ち出し必要な装備品については、チェックリストに基づいて確認すること。以下にチェックリストのイメージを示す。

移動用電気工作物 装備品チェックリスト【災害発生時】

Ver. 2603

チェック日
事務所名
移動用電気工作物
指定技術者名
記入者名
保守等業者名

名 称	仕 様	給電方式		数量	保管場所	車両 常時搭載	保守業者 移行	数量チェック		異常有無 (数量不足含む)	対応予定 (異常有の場合)
		接続	コネクタ					平常時	発災時		
ケーブル類	接続用ケーブル	◎		1本	〇〇出張所	●		—	—	無・有	
	変圧器接続用ケーブル	▲		1個	〇〇出張所	●		—	—	無・有	
	電源ドラム		◎	3本	〇〇出張所	●		—	—	無・有	
	延長コード	▲	◎					—	—	無・有	
機器類	変圧トランス		◎	30枚	〇〇出張所倉庫					無・有	
	プラスチックフェンス	○	▲	30個	〇〇出張所倉庫					無・有	
	フェンス用ブロック	○	◎	10個	〇〇出張所	●				無・有	
	セーフティコーン		◎	1本	〇〇出張所	●				無・有	
	ロープ	◎	◎	2本	〇〇出張所	●				無・有	
	ケーブル保護材マット		◎	4枚	〇〇出張所	●				無・有	
	立入禁止看板 (札)	◎	◎	1個	〇〇出張所	●				無・有	
	養生テープ	○	◎	1個	〇〇出張所	●				無・有	
	絶縁テープ	○	◎	1個	〇〇出張所	●				無・有	
	状態明示札	○		1個	保守業者	●	●			無・有	
測定器類	検電器	○		1式	保守業者		●			無・有	
	テスター	○	○	1式	保守業者		●			無・有	
	接地抵抗計	○	○	1式	保守業者		●			無・有	
	圧着端子	◎		1式	〇〇出張所	●				無・有	
	圧着工具	◎		1式	〇〇出張所	●				無・有	
	ドライバースセット	○		1式	保守業者		●			無・有	
工具類	レンチ	○		1式	保守業者		●			無・有	
	電工ナイフ	○		1式	保守業者		●			無・有	
	低圧用電気絶縁手袋	○		1式	保守業者		●			無・有	
	低圧用電気絶縁靴	○		1式	保守業者		●			無・有	
	ヘルメット	○	○	1式	保守業者		●			無・有	
	脚立	○		1式	保守業者		●			無・有	
その他	マニュアル	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	
	マニュアル	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	
	チェックリスト	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	
		◎	◎			●				無・有	

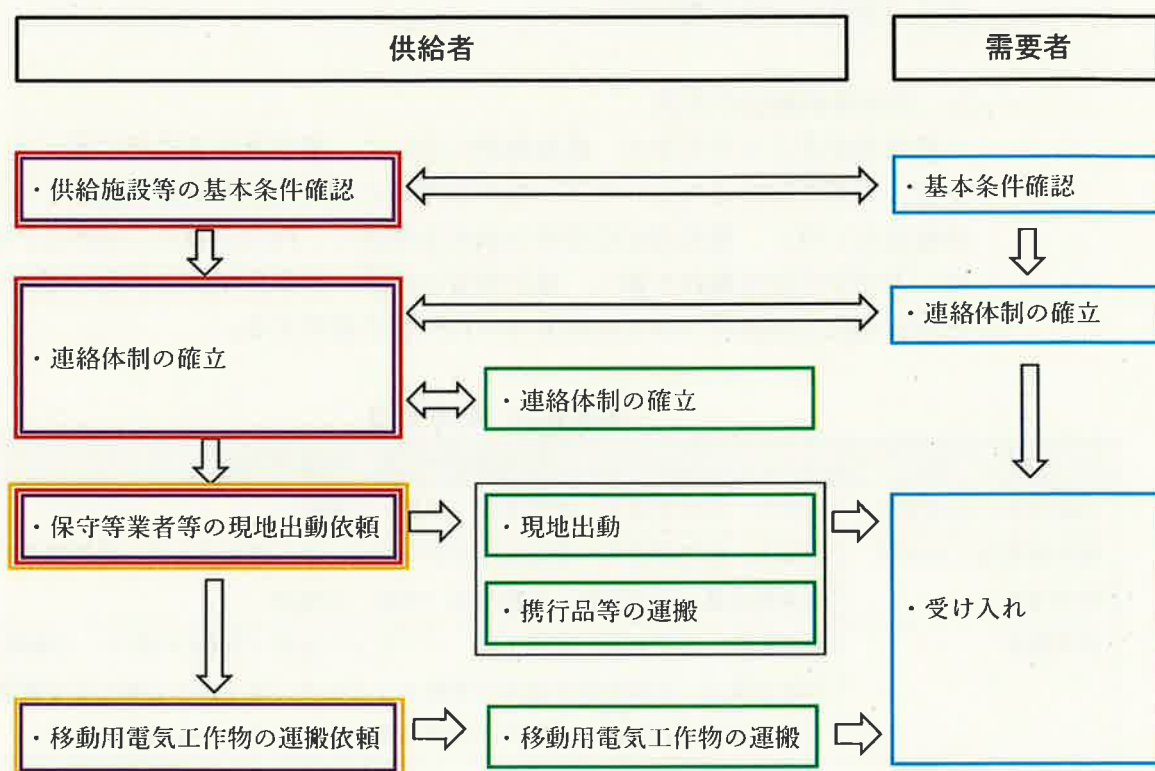
◎：事務所準備 ○：保守業者準備でも可 ▲：必要に応じて準備

4. 電源供給要請時

電源供給の要請時においては、供給施設において需要者との事前確認を実施するとともに、連絡体制等を確保する。事前確認等が全て完了し、電気主任技術者による電源供給可否判断後に、移動用電気工作物及び装備品を現地へ運搬する。なお、災害対策用建設機械の派遣は、中部地方整備局災害対策用建設機械等運営要領に基づき実施するものとする。

4.1 作業フロー及び分担

電源供給要請時における作業フロー及び分担を以下に示す。



【凡例】

- : 防災担当職員
- : 電気通信職員
- : 機械職員
- : 保守等業者・協力業者
- : 需要者

4.2 作業内容

(1) 供給施設等の基本条件の確認

指定技術者又は代行者は、要請自治体と以下の事項について確認し、結果を電気主任技術者に報告する。

- ・供給施設が停電していること
- ・負荷設備が 100 又は 200V 15A 以内で、コンセントでの給電ができること
- ・現地事前確認に立ち会える要員を需要者が確保できること

電気主任技術者は、上記報告を受け、供給施設等の基本条件が適正と判断した場合は、本局防災担当職員を通じ、現地事前確認の実施を事務所防災担当職員及び指定技術者に指示する。

(2) 現地事前確認の実施

指定技術者又は代行者は、供給施設において、事前確認書式例に基づき、供給者、需要者相応立ち会いの下、以下の項目について事前確認を実施する。事前確認完了時に、電気主任技術者は結果を確認し、内容が適正と判断した場合は、本局防災担当職員を通じ、協力業者の派遣、移動用電気工作物の運搬を事務所防災担当職員及び指定技術者又は代行者に指示する。

事前確認・同意事項

項 目	双方確認内容、同意事項
供給施設の詳細情報	施設名、施設管理者、施設写真（任意）の確認
移動用電気工作物の詳細情報	設備名、保守管理者、電気主任技術者氏名、指定技術者氏名、発電機型式、発電機容量、保守記録、設備写真（任意）の確認
負荷設備	負荷設備、負荷容量、配線系統、コンセント形状（200V の場合）の確認 負荷設備は、供給施設の運用を継続させるために <u>最小限</u> に必要な範囲とし、負荷容量が移動用電気工作物の発電容量を超えないよう留意する
移動用電気工作物の設置場所	・移動用電気工作物の進入経路、電源ケーブル敷設、装備品等設置、燃料補給など移動用電気工作物の運用に必要なスペースも確保する ・当該発電設備の周囲に柵塀等を設け、電気主任技術者等以外の者が立ち入らないようにする
供給電圧の維持	供給者は電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 7 7 号）第 3 8 条第 1 項の維持すべき値以内に収める
停電復旧後の措置	需要者の責任において速やかに電力系統からの受電に切り替えるとともに、供給者は当該発電設備（電源ケーブル等を含む。）を速やかに撤去する
事故発生時の対応	供給者が電気関係報告規則（昭和 4 0 年通商産業省令第 5 4 号）第 3 条に準じて事故報告を行う
需要者の責務	・供給者から説明を受けた注意事項を遵守する ・電源供給中は常時負荷設備の状態を監視し、異常時は直ちに切り外す

非常時の移動用発電設備による電力供給に関する確認

非常時に中部地方整備局(以下、「供給者」という)の保有する移動用発電設備により他者(以下、「需要者」という)の負荷設備へコンセントにより電力供給するにあたり、供給者と需要者は、次のとおり確認する。

供給者			供給者記入
需要者			需要者記入

1. 電力供給先(一般用電気工作物)の詳細

施設名		施設写真	
住所		(任意)	
商用受電形態			
施設管理者			

2. 発電設備(移動用電気工作物)の詳細

設備名		設備写真	
保守管理者		(任意)	
電気主任技術者			
指定技術者			
発電機形式			
発電機容量			
保守日		(任意)	
保守記録	発電機	外観、機能の確認	良好
		絶縁耐力の確認	良好
	原動機	外観、運転状況の確認	良好
		性能、機能の確認	良好

3. 事前確認及び取決め事項

移動用電気工作物の設置場所	負荷設備・負荷容量・配線系統図
運用時においては当該発電設備の周囲に柵堀等を設け、電気主任技術者等以外の者が立ち入らないようにする	(手書き資料の添付でも可)
(手書き資料の添付でも可)	(手書き資料の添付でも可)
供給電圧の維持	電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第38条第1項の維持すべき値以内に納める
停電復旧後の措置	供給者の責任において速やかに電力系統からの受電に切り替えるとともに、当該発電設備(電源ケーブル等を含む。)を速やかに撤去する。
事故発生時の対応	供給者が電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)第3条に準じて事故報告を行う
需要者の責務	・供給者から説明を受けた注意事項を遵守する。 ・電源供給中は常時負荷設備の状態を監視し、異常時は速やかに取り外す。

令和 年 月 日

供給者
(指定技術者・代行者)

(自署)

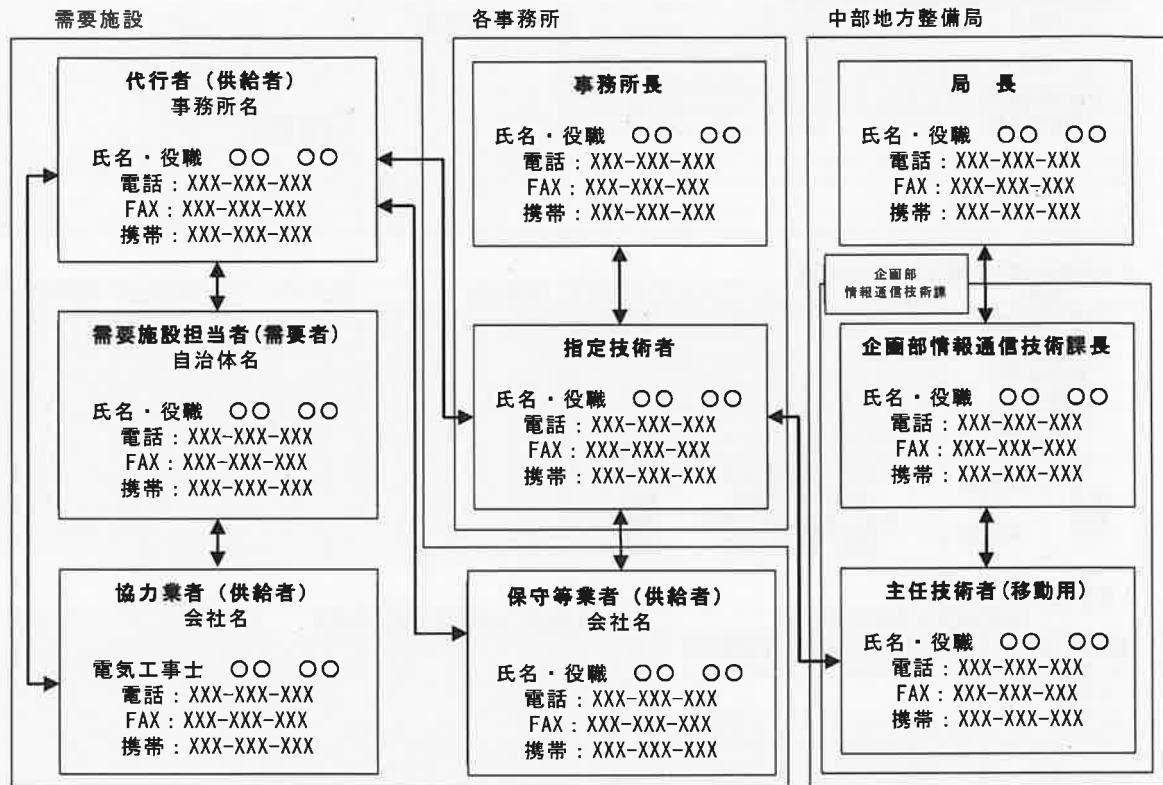
需要者
(立会者)

(自署)

事前確認書式例

(3) 連絡体制の確立

指定技術者又は代行者は、災害時移動電源設備活用時連絡体制表（案）を参考に、供給者、需要者、保守等業者、協力業者の連絡体制表を作成し、連絡体制を確立する。



災害時移動電源設備活用時連絡体制表（案）

(4) 保守等業者等への現地出動依頼

指定技術者又は代行者は、監督職員を通じ、保守等業者等に現地出動を指示する。併せて、保守等業者等の携行品に不足がないか確認する。

(5) 移動用電気工作物の運搬

機械職員は、監督職員を通じ、保守等業者に移動用電気工作物、装備品の運搬を指示する。併せて、装備品に不足がないか確認する。

4.3 チェックリスト

(1) 災害時移動用電源設備活用チェックリスト（電源供給要請時）

以下にチェックリストのイメージを示す。

災害時移動電源設備活用 チェックリスト【電源供給要請時】

Ver. 2603

チェック日

事務所名

需要者名

供給施設名

指定技術者名

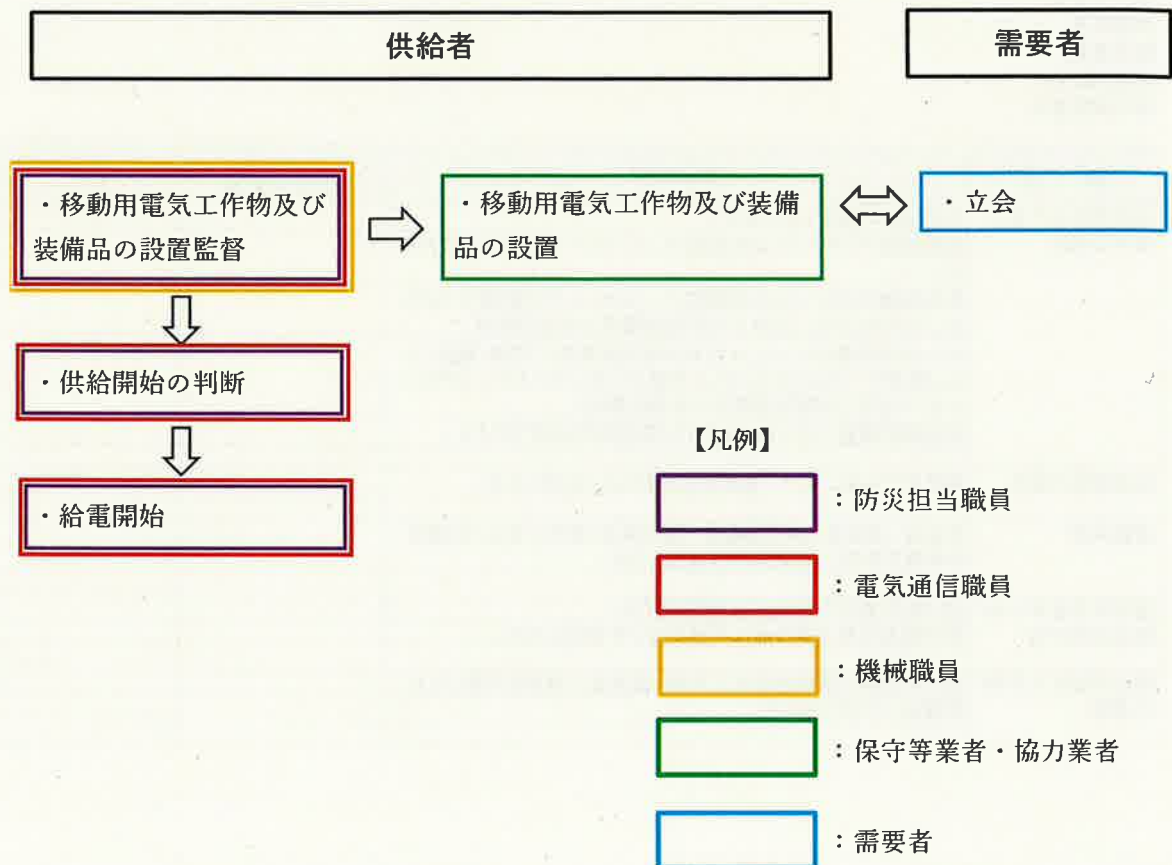
項 目	確認内容	チェック (チェック者)	備考
供給施設等の基本 条件の確認	供給施設が停電しているか。		
	負荷設備が100V 15A以内程度で、コンセントでの給電ができるか。		
	負荷設備が200V 15A以内程度で、コンセントでの給電ができるか。(200Vコンセントを有する移動用電気工作物の場合)		
	200V負荷設備のコンセント形状が移動用電気工作物(電源ドラム、延長ケーブル)のコンセント形状と一致しているか。(200Vコンセントを有する移動用電気工作物の場合)		
	現地事前確認に立ち会える要員を需要者が確保できるか。		
事前確認の実施	需要者立ち会いの下、事前確認を漏れなく実施したか。		
連絡体制	供給者、需要者、保守等業者、協力業者(電気工事士)の連絡体制表を作成し、連絡体制を確立したか。		
保守等業者等への 現地出動依頼	保守等業者等に現地出動を依頼したか。		
	保守等業者等の携行品に不足がないか確認したか。		
移動用電気工作物 の運搬	保守等業者に移動用電気工作物、装備品の運搬を依頼したか。		
	装備品に不足がないか。		

5. 現地到着時

現地到着時においては、常に需要者との連絡調整を密に行い、移動用電気工作物及び装備品を設置し、電気主任技術者による給電開始の判断後、給電を開始する。

5.1 作業フロー及び分担

現地到着時における作業フロー及び分担を以下に示す。



5.2 作業内容

作業内容は、下表による。

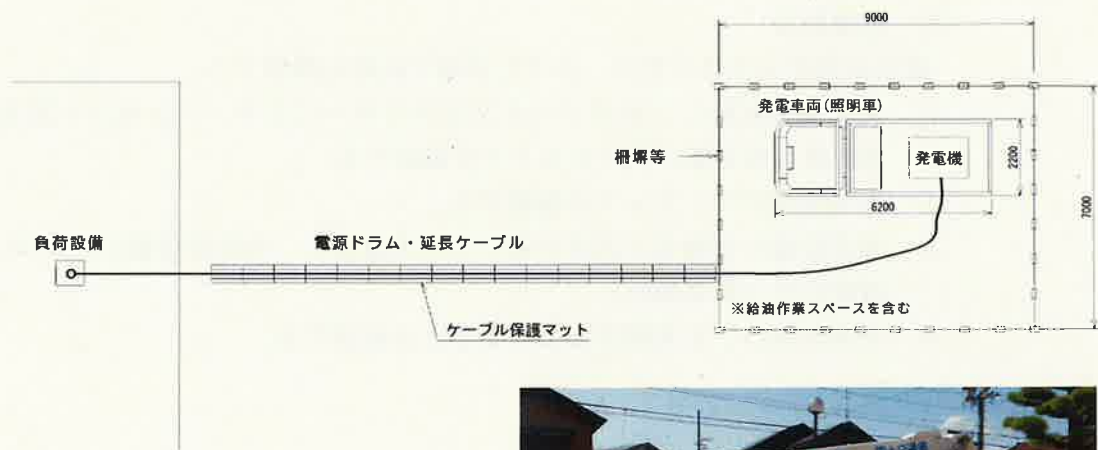
(1) 移動用電気工作物及び装備品の設置

実施手順は以下のとおりとする。

- 1) 事前確認で同意された場所に移動用電気工作物を設置する
- 2) 当該発電設備の周囲に柵塀等を設け、電気主任技術者等以外の者が立ち入らないようにする（柵塀等の出入口には立入禁止看板（札）を設置する）
- 3) 移動用電気工作物を接地し、接地抵抗値が規定値内であることを確認する
- 4) 電源ドラム、延長ケーブルを負荷設備近傍まで敷設する（この時点ではコンセントは接続しない）

※電源ドラムのケーブルは全て引き延ばした状態で使用すること

- 5) ケーブル保護マットでケーブル部を保護する



※ コンセント給電で、発電機の接続端子などの充電部に触れることができない場合は、セーフティコーン、チェーンボール及びコーンバー、ロープなどによる簡易立入防止柵に代えてもよい

移動用電気工作物設置イメージ

移動用電気工作物の設置にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ・ 車両の停車位置は、通行の妨げにならないこと
- ・ 発電機の吸入口と排気口の付近に障害物がないこと
- ・ 排気口の周辺は空気が滞留するよう場所ではないこと
- ・ 排気口は通行人が通る方向に向いていないこと

- ・ 設置場所の地面は乾燥していること
- ・ 設置場所は砂塵が発生するような場所ではないこと
- ・ 設置場所の傾きが5度以内であること
- ・ 周辺温度は-15℃～40℃の範囲であること
- ・ 湿度は85%以下であること
- ・ 高度は1,000m以下であること

(2) 給電開始の判断

指定技術者または代行者は移動用電気工作物及び装備品の設置結果を電気主任技術者に報告する。電気主任技術者は、結果に問題が無いと判断した場合は、本局防災担当職員を通じ、給電開始を事務所防災担当職員及び指定技術者又は代行者に指示する。

(3) 給電開始

指定技術者又は代行者は、以下の手順で給電を開始する。

- 1) 発電機を起動し、表示メータ又はテスターにより、コンセント出力電圧、周波数が規定値以内であることを確認する
- 2) 発電機側のコンセントを接続する
- 3) 負荷設備の外観等に異常が無いことを確認し、負荷設備側のコンセントを接続する（給電開始）
- 4) 負荷設備が、正常動作していることを確認する

5.3 チェックリスト

(1) 災害時移動用電源設備活用チェックリスト（現地到着時）

以下にチェックリストのイメージを示す。

災害時移動電源設備活用 チェックリスト【現地到着時】

Ver. 2503

チェック日
事務所名
需要者名
供給施設名
指定技術者名

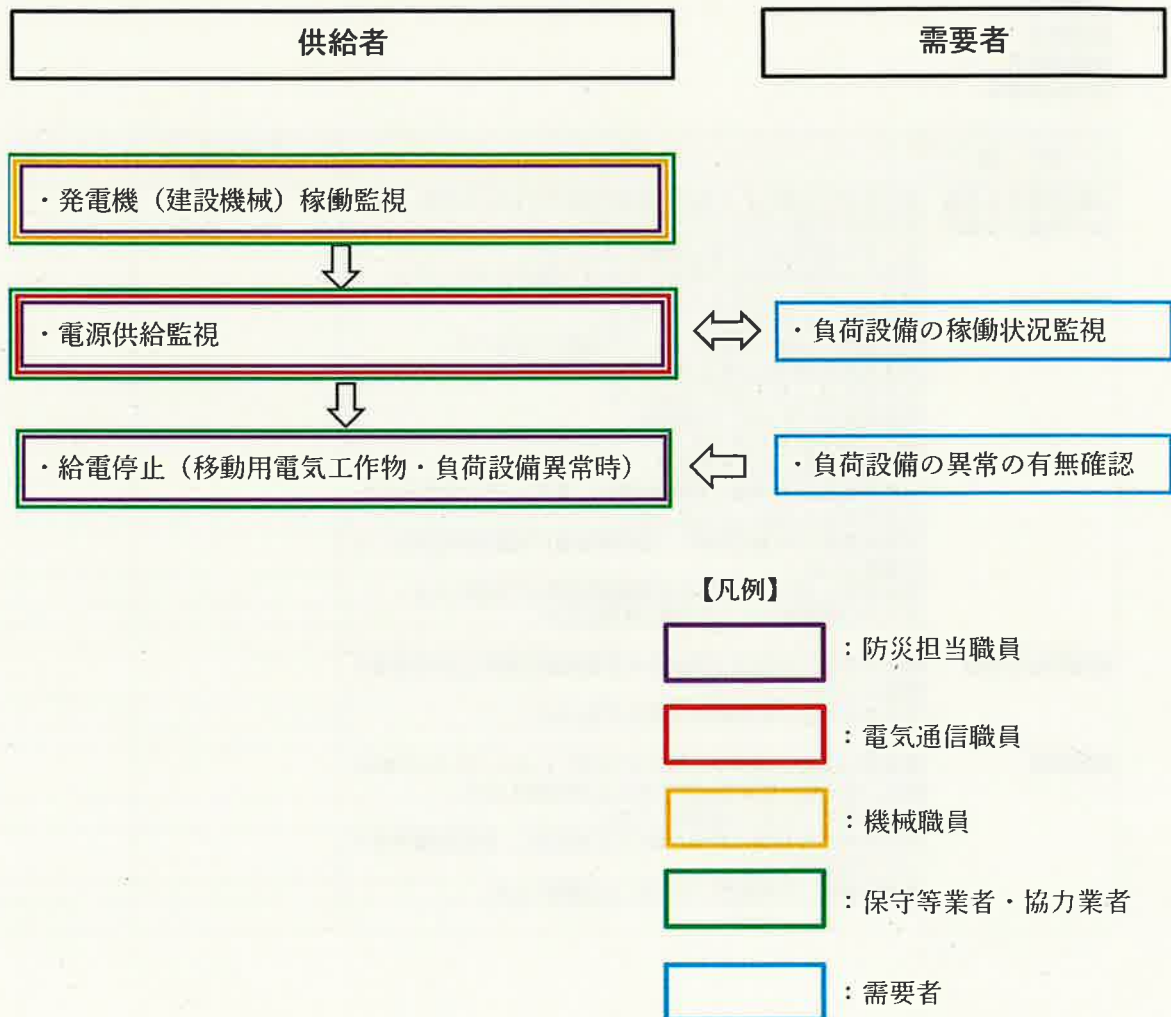
項 目	確認内容	チェック (チェック者)	備考
移動用電気工作物 及び装備品の設置	事前確認で確認された場所に移動用電気工作物を設置したか。		
	駐車位置は通行の妨げにならないか。		
	吸入口と排気口の付近に障害物はないか。		
	排気口の周辺は空気が滞留するような場所ではないか。		
	排気口は通行人が通る方向に向いていないか。		
	設置場所の地面は乾燥しているか。		
	設置場所は砂塵が発生するような場所ではないか。		
	設置場所の傾きは5度以内か。		
	水がかかるとな場所ではないか。		
	周囲温度は-15～40° の範囲か。		
	湿度は85%以下であるか。		
	高度は1,000m以下であるか。		
	当該発電設備の周囲に柵等を設け、電気主任技術者等以外の者が立ち入らないようにしたか。		
	移動用電気工作物を接地し、接地抵抗値が規定値内であることを確認したか。		
給電開始の判断	電源ドラム、延長ケーブルを負荷設備近傍まで敷設したか。		
	ケーブル保護材でケーブル部を保護したか。		
給電開始	移動用電気工作物及び装備品の設置結果を電気主任技術者に報告したか。		
	主任技術者から給電開始の指示があったか。		
	発電機を起動し、表示メータ又はテスターにより、コンセント出力電圧、周波数が規定値以内であることを確認したか。		
	発電機側のコンセントを接続したか。		
	負荷設備の外観等に異常が無いことを確認し、負荷設備側のコンセントを接続したか。		
	負荷設備が、正常動作していることを確認したか。		

6. 電源供給時

電源供給時においては、供給者において移動用電気工作物の運転監視、需要者において負荷設備の稼働状況監視を行い、移動用電気工作物または負荷設備に異常が発生した場合は、直ちに給電停止できる体制を整える。

6.1 作業フロー及び分担

電源供給時における作業フロー及び分担を以下に示す。



6.2 作業内容

(1) 移動用電気工作物の運転監視

移動用電気工作物の稼働中は、定期的（原則 1 時間毎）に、発電機（建設機械）稼働監視及び電力供給監視を実施する。発電機に異常があった場合は、直ちに給電を停止し、電気主任技術者に報告すること。その他の異常箇所については、すみやかに改善処置を施すこと。

1) 発電機（建設機械）稼働監視

機械職員は、発電機を継続して稼働させるために、以下の項目について確認する。燃料補給が必要となる場合は、本局防災担当職員に連絡する。

- ・ 発電機の異音、異臭等の有無
- ・ 発電機の残燃料

2) 電力供給監視

指定技術者または代行者は、安全且つ安定して電力を供給するために、現場に常駐し、以下の項目について確認する。不具合が確認された場合は直ちに是正し、その内容について記録する。

- ・ 負荷電流、出力電圧、出力周波数
- ・ 立入防止柵の異常の有無（倒壊、損傷など）
- ・ 電源ケーブルの異常の有無（保護マットの状況など）

(2) 負荷設備の監視

指定技術者または代行者は、移動用電気工作物の稼働中は、現場に常駐し、適時、需要者から以下について確認し、把握する。異常があった場合は、需要者に、直ちに是正若しくは当該負荷設備を取り外すよう指示すること。

- ・ 負荷設備の稼働状況
- ・ 負荷設備の異常の有無

(1) 災害時移動用電源設備活用チェックリスト (電源供給時)

災害時移動電源設備活用 チェックリスト【電源供給時】

[illegible]

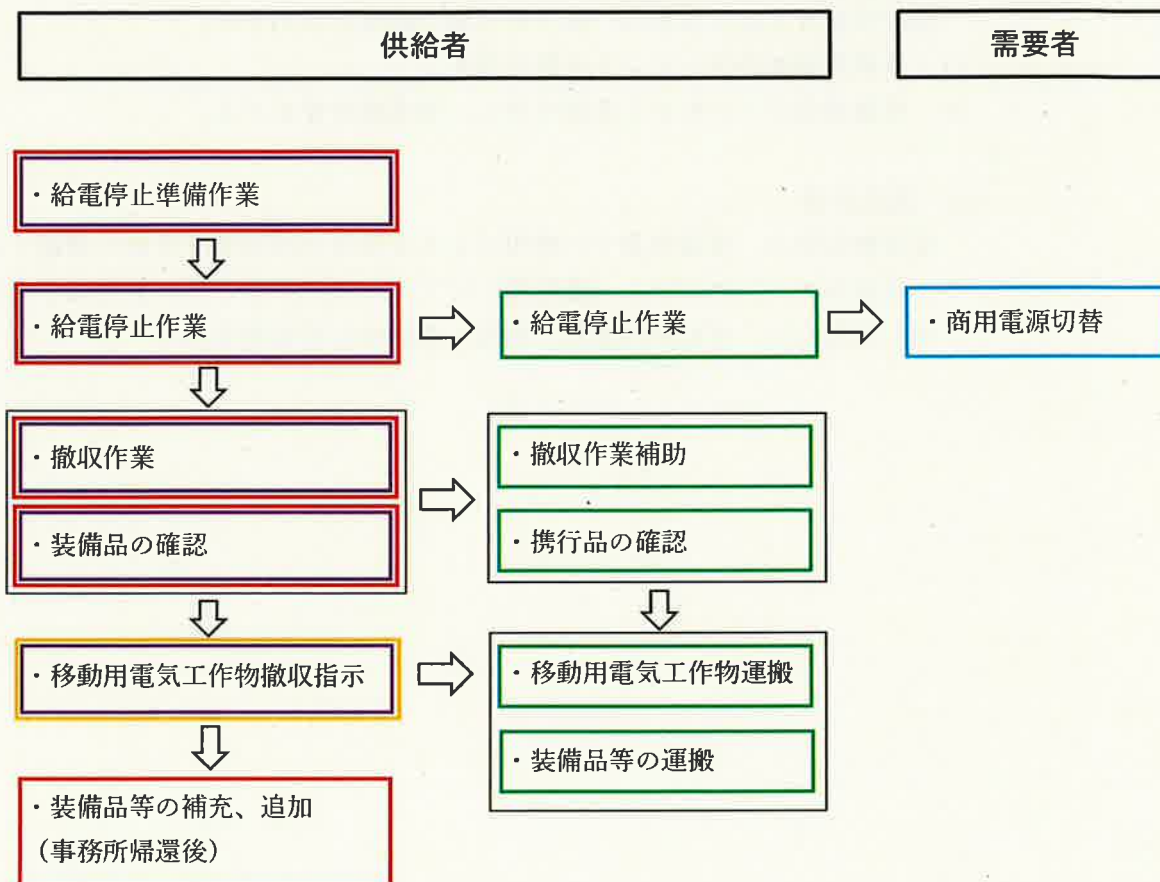
25

7. 現地撤収時

給電停止後は、速やかに撤収作業を行う。撤収作業においては、装備品、携行品等の確認を行い、装備品の不足、損傷などが生じた場合は、事務所帰還後に補充・追加などの処置を行う。

7.1 作業フロー及び分担

現地撤収時における作業フロー及び分担を以下に示す。



【凡例】

- : 防災担当職員
- : 電気通信職員
- : 機械職員
- : 保守等業者・協力業者
- : 需要者

7.2 作業内容

(1) 給電停止準備作業

指定技術者または代行者は、需要者立ち会いの下、商用電源が復旧していることを確認し、電気主任技術者に報告する。電気主任技術者は、本局防災担当職員を通じ、給電停止を事務所防災担当職員及び指定技術者又は代行者に指示する。

(2) 給電停止作業

指定技術者又は代行者は、以下の手順で給電を停止する。

- 1) 負荷設備側のコンセントを取り外す。
- 2) 発電機側のコンセントを取り外し、発電機を停止する。

(3) 撤収作業

現場撤収時は、現場作業での使用による不足及び故障等の有無を確認するため、装備品チェックリスト（撤収時）にてチェックすること。装備品の不足など生じた場合は、事務所帰還後に補充・追加などの処置を行う。

7.3 チェックリスト

(1) 災害時移動用電源設備活用チェックリスト（現地撤収時）

以下にチェックリストのイメージを示す。

災害時移動電源設備活用 チェックリスト【現地撤収時】

Ver. 2503

チェック日
事務所名
需要者名
供給施設名
指定技術者名

：
：
：
：
：

項 目	確認内容	チェック (チェック者)	備考
給電停止準備作業	商用電源が復旧したことを確認し、電機主任技術者に報告したか。		
	防災担当職員から給電停止の指示があったか。		
給電停止作業	負荷設備側のコンセントを取り外したか。		
	発電機側のコンセントを取り外し、発電機を停止したか。		
撤収作業	装備品をチェックしたか。		
	装備品の不足など生じた場合は、事務所帰還後に補充・追加などの処置を行ったか。		

(2) 装備品チェックリスト (現地撤収時)

現地撤収時は、チェックリストに基づいて装備品を確認すること。以下にチェックリストのイメージを示す。

移動用電気工作物 装備品チェックリスト【現地撤収時】

Ver. 2603

チェック日
事務所名
移動用電気工作物
指定技術者名
記入者名
保守等業者名

名 称	仕 様	給電方式		数量	保管場所	車両 常時搭載	保守業者 携行	数量チェック		異常有無 (数量不足含む)	対応予定 (異常有の場合)
		接続	コネクタ					平常時	発災時		
ケーブル類	接続用ケーブル	◎		1本	〇〇出張所	●		—	—	無・有	
	変圧器接続用ケーブル	▲		1個	〇〇出張所	●		—	—	無・有	
	電源ドラム		◎	3本	〇〇出張所	●		—	—	無・有	
	延長コード		◎					—	—	無・有	
機器類	変圧トランス	▲								無・有	
	プラスチックフェンス	○	▲	30枚	〇〇出張所倉庫					無・有	
	フェンス用ブロック	○	▲	30個	〇〇出張所倉庫					無・有	
	セーフティコーン		◎	10個	〇〇出張所	●				無・有	
	ロープ		◎	1本	〇〇出張所	●				無・有	
	ケーブル保護材マット	◎	◎	2本	〇〇出張所	●				無・有	
	立入禁止看板(札)	◎	◎	4枚	〇〇出張所	●				無・有	
	養生テープ	◎	◎	1個	〇〇出張所	●				無・有	
	絶縁テープ	◎	◎	1個	〇〇出張所	●				無・有	
	状態明示札	○		1個	保守業者	●	●			無・有	
測定器類	検電器	○		1式	保守業者		●			無・有	
	テスター	○		1式	保守業者		●			無・有	
	接地抵抗計	○	○	1式	保守業者		●			無・有	
	圧着工具	◎	○	1式	保守業者		●			無・有	
工具類	圧着端子	◎		1式	〇〇出張所	●				無・有	
	ドライバースセット	◎		1式	〇〇出張所	●				無・有	
	レンチ	○		1式	保守業者		●			無・有	
	電工ナイフ	○		1式	保守業者		●			無・有	
	低圧用電気絶縁手袋	○		1式	保守業者		●			無・有	
	低圧用電気絶縁靴	○		1式	保守業者		●			無・有	
	ヘルメット	○	○	1式	保守業者		●			無・有	
	網立	○		1式	保守業者		●			無・有	
	発電機	◎		1式	〇〇出張所	●				無・有	
	マニュアル	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	
その他	マニュアル	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	
	チェックリスト	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	

◎：事務所準備 ○：保守等業者準備でも可 ▲：必要に応じて準備

8. 改訂履歴

運用などの変更があった場合は、必要に応じて改訂を行うものとする。

改訂履歴

No.	内 容	日 付	備 考
1	初版	令和4年3月	
2	改訂	令和7年3月	R7.3 本省事務連絡
3	改訂	令和8年3月	

